

事務名	墓地等の申請事項変更の届出
根拠法令	墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例第 21 条

墓地等の経営者は、墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、第四条の申請書に記載した事項を変更しようとする場合は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。